

荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（P P A）に係る  
公募型プロポーザル方式契約候補者選定実施要綱

令和7（2025）年3月18日制定

〔上下水道局浄水課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）に向けて、この取組を推進するため、荒井浄水場において、現在未利用のスペースを利用した太陽光発電設備を、維持管理を含め費用負担のない第三者所有のP P A方式で導入するにあたり、豊富な実績と高い専門知識を有する民間事業者の中から、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（事業概要）

第2条 事業名は荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（P P A）（以下「本事業」という。）とする。

2 提案募集内容は、本事業のための太陽光発電設備の設置及び維持管理等とする。

3 導入場所は、次のとおりとする。

施設名称 : 荒井浄水場

所在地 : 郡山市荒井町字仲田51

4 本事業の完成は、令和8（2026）年2月28日を目途とする。

（募集要項）

第3条 プロポーザル実施に係る募集要項は、別に定める荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（P P A）企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

（参加費用）

第4条 プロポーザル応募（説明会等を含む）に要する費用は、全て応募者の負担とする。

（参加資格の確認及び審査結果通知）

第5条 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、応募者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募者のプロポーザルへの参加資格について確認する。

2 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた応募者については、参加資格確認の通知と企画提案書の提出を要請する。

3 確認の結果、参加資格が認められなかった応募者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその理由を書面により通知する。通知を受けた応募者は、書面により理由についての説明を求めることができる。

（選定委員会の設置）

第6条 管理者は、プロポーザルにおける審査を行うため、荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（P P A）に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(プロポーザルの審査)

第7条 選定委員会において、募集要項に示す評価点配分に基づき、各項目について評価及び採点を行い、評価点が最も高い者が契約候補者となり、上下水道局と契約協議を行う。

2 評価点は、評価項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第3位以下を四捨五入する。

3 評価点が最も高い参加者が2者以上ある場合は、募集要項に示す評価項目の中から優先する項目を選定委員会に諮り決定する。

4 参加者が1者でも、参加資格を有し、かつ、選定委員会において、本事業を実施できると認める場合は、契約候補者に選定する。

(審査結果の報告)

第8条 選定委員会は、審査結果を管理者に報告しなければならない。

(審査結果通知)

第9条 管理者は、前条の報告を受け最も評価点の高い参加者を契約候補者に決定する。

2 管理者は、審査結果を審査の対象となった全ての参加者に書面で通知する。

(契約協議)

第10条 契約候補者は、契約に係る協議を行い、内容を確定させたくうえで契約を締結する。

契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、契約候補者と上下水道局との協議により内容を確定させたくうえで事業契約を締結する。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(契約の締結)

第11条 契約候補者と郡山市上下水道局契約規程に基づき、契約候補者の協議にて決定した内容により契約の締結を行う。

(プロポーザルの中止)

第12条 プロポーザルに関し、不正行為等により公正な執行が困難と判断されるときは、プロポーザルを中止又は延期することができる。

(公表)

第13条 契約候補者決定後に、契約候補者名及び契約候補者と次点の提案事業者の評価点の合計、並びに参加者数を公表する。

2 前項に係る事項を除き、公表しない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7(2025)年3月18日から施行する。

2 この要綱は、管理者が本事業の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。